

## 2. 学校経営方針

日本国憲法、教育基本法、関係諸法規、また、大阪府や枚方市の教育施策・方針(枚方市教育大綱、枚方市教育振興基本計画、枚方市教育委員会「学校園の管理運営に関する指針」)に則り、学校経営方針を定める。

### (1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培うことを基本にすえ、「知・徳・体」に調和のとれた子どもを育成する。

### (2) めざす子ども

- 1 考える子ども（豊かな心を持ち、よく学びよく考えて行動する子ども）
- 2 思いやりのある子ども（みんな仲よく、一人ひとりを大切にすする子ども）
- 3 たくましい子ども（心身ともに健康で明るく、たくましく生きる子ども）

### (3) 願う学校

- 1 安全かつ健康で、生き生きと学習や活動をし、一人ひとりの居場所を感じる学校
- 2 美しい学校(教職員の心、環境、施設・設備)
- 3 家庭・地域社会との連携を深め、安心・安全で開かれた学校(教育活動、教職員の心、施設)

### (4) 魅力ある教師

- 1 一人ひとりの子どもを見つめ、基礎・基本を大切にし、個性の伸長を図る教師(熱意)
- 2 絶えず研修(研究と修養)に努め、創意ある授業の工夫と指導法の向上を図る教師(創意)
- 3 人間的なふれあいを大切にし、子どもと共に歩む教師(誠意)

### (5) 本年度の取組の重点

(1)学校の教育目標 (2)めざす子ども (3)願う学校 (4)魅力ある教師を具現化するために、「特別重点・取組の重点」を設定する。

#### 重点1 適正な学校運営体制の確立と教育課程の編成

##### 1. 適正な学校運営体制の確立

- ①一昨年「働き方改革」の取組の一つとして、校務分掌組織を抜本的に見直し、大幅に変更を加えた。その中で、円滑に効率よく、諸会議、各委員会、各部会を運営する。
- ②職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するよう、法令等の趣旨を踏まえ、適正に運営する。
- ③企画運営委員会は、職員会議の議題の整理や学校運営上の諸問題の検討・調整等を行う。構成は、校長・教頭・教務主任・学年主任・保健主事・事務職員とする。(必要に応じて各分掌の責任者)
- ④学年会を効果的、かつ、効率的に運営する。学年会は学力向上委員会とも連動するなかで、指導方法の工夫・改善、また、生徒指導上の課題解決、家庭との連携等に具体的な方策を講じる。
- ⑤校務分掌の内容と責任(責任者)を明確にするとともに教職員の適材配置を図る。
- ⑥教職員の健康及び福祉の確保の観点から、業務改善を図る。教職員の意識の変革を促すとともに、会議や打ち合わせ、行事等の在り方の検討を重ねる。
- ⑦学校運営協議会により、地域とともにある学校づくりを進める。

##### 2. 教育課程の編成

- ①学習指導要領に基づき、教育課程を編成する。各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、及び、特別活動の年間標準授業時数を確保し、実施する。
- ②教育課程の編成にあたっては、編成後の実施、評価、改善、そして、編成というサイクルを確立させることにより、常に改善と成長を図る。
- ③主体的・対話的で深い学びの実現のため、常に授業改善に取り組み、1. 知識・技能の習得、2. 思考力・判断力・表現力等の育成、3. 主体的に学習に取り組む態度の涵養に取り組む。

### 3. コロナ禍後の教育課程

- ①コロナ禍の中でも、授業時間数に関しては適切な管理を行ってきた。感染症対策の制限が解かれる見通しの中、ICT活用の利点も十分に考慮しつつ、集合型、交流型の教育活動についてめりはりのある実施を図る。
- ②3年間実施できなかったり、実施方法を変更したりする行事や活動も多い。単に元に戻すのではなく今の現状に合った見直しと再編成を考える。

## 重点2 特色ある教育、特色ある学校づくりの推進

### 1. 校内研修(授業研究)

- ①校内研修により、教職員の授業力向上を図り、「学び続ける教職員」を育成する。
- ②昨年度の反省をもとに、本年度は新たに「心と体の教育」について取り組む。理論だけではなく、授業の取組も推進する。
- ③算数を一つの柱とするが、他教科、他分野の研究、実践にも取り組む。以外のと心と体の授業研究を軸に研修を進める。教師としての指導力や人間力、児童理解力、支援を必要とする児童への取組、教師としての意識や心構え等を育成する視点も持って取り組む。
- ④初任期研修、10年経験者研修はもちろんのこと、ミドルリーダー期の研修も校内研修と連動して取組を深める。

### 2. 人権教育

- ①教職員一人一人が豊かな人権意識を持ち教育活動を展開できるように研修の充実を図る。
- ②人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画は、継続性や校種間の連続性も考慮し、学校の身近な課題解決をめざして作成する。
- ③すべての教科、領域のなかで、児童に自尊感情を育む教育を推進する。
- ④いじめ、児童虐待の防止にあたっては、早期発見と組織的対応に努める。
- ⑤すべての児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解を進める学習活動を系統的に実施し、児童の人権意識の高揚を図る。
- ⑥平和や命の尊さを理解し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を育成するよう努める。

### 3. 支援教育

- ①インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- ②児童の障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し実施する。
- ③支援学級では、個別の指導計画を作成して、個に応じた指導を充実する。また、個別の教育支援計画を作成し、その活用を図る。
- ④自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。
- ⑤障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導とも連携し、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ⑥教職員の専門的知識や指導力の向上に努める。

### 4. 生徒指導

- ①いじめや不登校等生徒指導上の諸問題に対応するため、生徒指導主担者を中心に組織的に取り組む。
- ②学級活動における集団指導等、あらゆる場面において、基本的な生活習慣や学習規律の確立を図る。
- ③授業の充実を基本として、全教職員がカウンセリングマインドを身に付け、児童の指導や相談を行う。
- ④家庭との連携をより一層深めるとともに、公共・地域の関係諸機関との適切な連携の下に、総合的な取組を行う。
- ⑤人権教育、支援教育との連携を図り、学習指導と生徒指導を一体化した方向性を全教職員が共通理解する。
- ⑥生徒指導上の諸問題に対しては未然防止、早期発見、早期対応に努める。特に、いじめ事案の防止、及び、実態把握のために「いじめアンケート」を各学期に1回実施する。

## 5. ICTを活用した学習活動

- ①学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業を展開する。そのための研修を計画的に行う。
- ②ICTを最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させる。
- ③家庭学習や放課後学習においてタブレット端末を効果的に活用し、自学自習力の定着を図る。
- ④教員のICT活用力や指導力の向上を図る。

## 6. 学力向上・体力向上

- ①学力・体力向上委員会を中心に、組織的に児童の学力向上、体力向上に取り組む。
- ②全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣等調査や体力テストの結果を分析し、授業改善、関係施設設備の充実に取り組む。
- ③学年会を校内組織体制に位置づけ、学力向上・体力向上に取り組む。
- ④体育部と連携する中で、パワーアップ週間、なわとびや集団遊び等にも取り組む。

## 7. 道徳教育と心の教育

- ①学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- ②分掌上に道徳教育推進教師を位置づけ、組織的に道徳教育を進める。
- ③学習指導要領に基づき、「道徳」と各教科との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画を作成する。
- ④道徳教育を基盤として、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進する。

## 8. 幼小・小小・小中の連携

- ①義務教育9年間の教育活動全体を通して、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。また、学力向上を軸として小中の連携をとり、児童・生徒の「生きる力」の育成を図る。
- ②中学校区内の「幼・小」、「小・小」及び「小・中」の連携を図り、円滑な接続に努める。
- ③幼保こ小連携(架け橋プログラム)の研究を進め、連携を深める。

## 9. 少人数指導

- ①少人数指導により、「個に応じた指導」を推進する。また、習熟度別指導を適切に行う。
- ②少人数指導担当教員を中心に、子どもたちの興味・関心を引く教材開発に努め、少人数指導等を、組織的・計画的・継続的な組織体制に位置づける。
- ③第5・6学年の算数科を中心に実施する。配置教員は専門性を発揮し、それぞれの学年の教材研究、教材開発、授業改善を推進する。

## 10. 学校図書館教育

- ①学校図書館教育部は司書教諭を主担者として、学校図書館運営を推進する。
- ②学校司書は司書教諭と連携をとり、学校図書館運営に係る実務の核となる。
- ③学校図書館は読書活動の場であるとともに、学習における情報の収集・選択・活用の力を育む場所とする。
- ④枚方市中央図書館との連携の中で、調べ学習のための図書、教科書の関連図書等の活用を推進する。

## 11. 安全教育

- ①危機管理マニュアルの改善を図り、自然災害や事件・事故等に係る対応や連絡体制等を確立し、学校の安全管理体制の充実を図る。
- ②校区安全マップを作製し、安全教育の充実を図る。
- ③安全な学校環境を保持するため、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ④事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに対応する。
- ⑤災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努める。また、年に1回、引き渡し訓練を行う。
- ⑥保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。
- ⑦6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」にあわせ安全確

保に向けた取組を実施し、安全教育を推進する。

⑧通学路の点検、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行う。

⑨リスク管理の観点から「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて、教育情報の作成・保管・保存を行う。

## 12. 健康教育

①学校保健計画や枚方市食育推進計画等に基づいた食育の推進を図る。

②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、学校教育活動全体で体力向上、健康増進に取り組む。

③学校保健委員会を開催し、家庭・地域と連携して、児童の望ましい生活習慣の確立や、体力向上、並びに、健康増進を図る。

④安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨、落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努める。

⑤感染症については、基本的な対策を講じる。(児童席の配置や向きの配慮、手洗い、手指の消毒・うがい・マスクの着用・咳エチケット等の指導)

⑤心肺停止など万が一の事案に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できるように訓練を行う。

⑥食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会「学校におけるアレルギー対応ガイドライン」、枚方市教育委員会「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を有効に活用し、「食物アレルギー対応マニュアル」を作成する。マニュアルをもとに組織的に対応し事故防止に努める。また、年に1回、全教職員を対象にアレルギー症状発生時の対応、エピペンの使用について研修を行う。

## 13. 特別活動

①児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努める。

②児童が集団や社会の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。

③学級活動等の指導においては、児童がよりよく考え、他者と協力できるよう適切な指導・支援を行う。

④クラブ活動や委員会活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画する。

⑤入学式や卒業式等において、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱する。

⑥儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活への動機付けとなるような活動を行う。

### 重点3 家庭や地域と連携して教育活動を展開し、開かれた学校の推進

#### 1. コミュニティスクール・学校運営協議会

①令和2年度より学校運営協議会が中心となり、保護者や地域住民の参画の促進や連携の強化を図ることにより、「開かれた学校・地域とともにある学校づくり」を推進する。

②学校運営協議会に対し、「全国学力・学習状況調査」の結果分析、「学校教育自己診断」の結果分析等をもとに、学校運営について説明、報告を行う。学校運営協議会として意見、及び、評価をいただく。

③令和4年度の学校評価概要

・学力は概ね満足できる結果である。

・150周年の事業実施にあたって、学校、保護者、地域が一体となって進めることができた。

・保護者の学校に対する意識は好意的、協力的である。PTA 活動については時代に合ったものにしていく必要がある。自治会も加入しなかったり脱退する世帯も増えている。寛容さが大事である。

・子どもの地域行事への参加が少ない。地域との繋がりが弱い傾向にある。開催の曜日や内容も考えていく必要がある。

・学校施設、特に運動場が狭いことに対する意見が保護者から多数寄せられている。また、暑さ対策も課題である。

#### 2. 150周年事業の継続発展と進化

①オーストラリアのローガン市との交流事業を深める。

②今までの校区探検を発展させ、6年間を見通したふるさと学へと結び付けたい。

### 3. 教育情報の公開

- ①学校だよりを保護者だけでなく地域へ配布する。
- ②学校ブログ、学校ホームページの更新・充実を図り、学校の取組の公開に努める。
- ③校区コミュニティ協議会ホームページの学校欄も活用させていただく。

### 4. 安心安全な学校づくり

- ①校区コミュニティ協議会の安心安全部会、見守り隊、校区青少年を守る会等の連携を深め、より安全な学校づくりをめざす。
- ②校区コミュニティ協議会の自主防災部会との連携を深め、災害時の安心安全な学校づくりを推進する。

### 5. 社会人・地域の人材活用

- ①社会人・地域の人材活用に努める。
- ②ゲストティーチャーとの学習や交流を通じて特色ある学校づくりを推進する。また、地域の大学生をまなびング事業に活用する。

### 6. PTA や地域との連携

- ①PTAとの連携を図り、行事にも積極的に参加する。(枚小まつり、校区教育懇談会など)
- ②地域の関係団体との連携を図り、地域の行事にも積極的に参加する。(夜間パトロール、ふとん太鼓など)
- ③地域教育協議会と連携し、児童の健全育成をめざす。

### 7. 学校教育自己診断(学校教育診断アンケート)の実施

令和元年度は、令和元年12月に実施。結果を令和2年2月に保護者向けに公表。また、同年2月に開催した学校評議員会においても学校評価のデータとして活用した。本年度も同時期、同様の取組を行う。

## 重点4 教職員の資質と指導力の向上

### 1. 教職員研修

- ①教職員の資質向上のために、組織的・計画的に研修を実施する。
- ②子どもたちが「わかる・できる」授業をデザインするための「Hirakata 授業スタンダード」をもとにして、教員の指導スキルの向上を図る。
- ③教員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に努める。(目安として、初任期<1～5年>、ミドルリーダー期<6～10年>、リーダー期<11～20年>、キャリアの成熟期<21年～>とする。個々の特性や、学校の状況に応じて、柔軟に対応する。)
- ④初任者研修は、現職研修の一環として、年間を通し適切な指導・助言・支援のもとで、組織的・計画的に実施する。
- ⑤府、市教育委員会の主催する研修会に積極的に参加し、その成果を校内研修に活用する。
- ⑥「学び続ける教職員」を育成するために、新たな教育課題に対応した研修を実施する。
- ⑦各教科、各領域の指導において、ICT機器を効果的に活用できるよう研修を行う。
- ⑧英語によるコミュニケーション能力の育成をめざし、校内研修や府教育委員会並びに市教育委員会が実施する研修等を活用し、英語力及び英語指導力を高める。

### 2. 服務規律の確立

- ①教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事防止について自ら考える機会を取り入れた研修を実施する。
- ②万一服務上の問題が発生したときは、事実関係を的確に把握し、速やかに報告する。
- ③あらゆる機会を捉えて、児童への体罰、性的な言動はいかなる場合においても絶対に許されないということを周知徹底する。
- ④職務上知り得た情報等の守秘義務の遵守、職場におけるハラスメントや飲酒運転の厳禁等、教育公務員としてのコンプライアンスの徹底を図る。

### **3. 学校の業務改善**

- ①教職員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと業務に専念するために、「働き方改革」に取り組む。
- ②学校現場の労働環境を整え、長時間勤務の縮減、時間管理及び健康管理を徹底し、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- ③業務改善の具体的な手立てを講ずるとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進する。